

岐阜県困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、岐阜県困難な問題を抱える女性支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 支援調整会議は、別表1に掲げる関係機関に属する者その他知事が必要と認める者（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

(組織)

第3条 支援調整会議は、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

2 実務者会議の委員は、事務局が構成機関等のうちから適当と認める者を予め指名するものとする。

(実務者会議)

第4条 実務者会議は、別表1の構成機関等の実務者で構成し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 定期的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題となった事項の検討
 - (2) 一時保護所及び女性自立支援施設入所ケースの実態把握及び支援事例の総合的な把握
 - (3) 県民等への周知・啓発
 - (4) 支援調整会議の年間活動方針の策定
 - (5) その他支援対象者の支援に必要な事項
- 2 実務者会議は、事務局が必要に応じて招集する。
- 3 実務者会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、困難な問題を抱える女性の個別の支援に携わる者で構成し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象女性の把握や課題の確認
- (2) 支援対象女性に係る具体的な支援方針の検討、決定
- (3) 個別ケースの支援状況の共有及びその評価
- (4) その他個別の支援に必要な事項

- 2 個別ケース検討会議は、事務局が必要に応じて招集する。
- 3 別表1に掲げる関係機関の構成機関等は、必要に応じて個別ケース検討会議の招集を求めることができる。
- 4 個別ケース検討会議は、当該会議において検討の対象となる支援対象女性に関わりを有している関係機関の構成機関等及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等の構成機関等のうちから、事務局が参加を依頼した者により開催する。
- 5 個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 支援調整会議は、第4条及び第5条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、支援調整会議への出席、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第23条の規定により、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられる。

(事務局)

第8条 支援調整会議の実務者会議及び個別ケース検討会議の事務局は、女性相談支援センターが所管する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、前条に定める事務局が別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

関係機関

市福祉事務所
女性自立支援施設
母子生活支援施設 サン・フラワー華陽
母子生活支援施設 きーとす岐阜
母子生活支援施設 リミエ
特定非営利活動法人 あゆみだした女性と子どもの会
特定非営利活動法人 手をつなぐ女たちの会
岐阜県女性相談支援センター